

公布された規則のあらまし

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第6号）

- 1 工業標準化法が改正されたことに伴い、佐賀県聴聞規則ほか15規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、令和元年7月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。